

省CO₂型リサイクル高度化設備導入促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室)

28年度予算額(案) 12.0億円

目的・意義

天然資源に乏しい我が国では、使用済製品等の都市鉱山等の活用が期待されますが、再生資源回収量の増加等に伴う二酸化炭素排出量の増加が懸念されるため、リサイクルの低炭素化と資源効率性向上を同時に進める必要があります。

本事業は、**省CO₂型リサイクル高度化設備**を導入することによって、使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び資源循環を同時に推進することを目的とします。

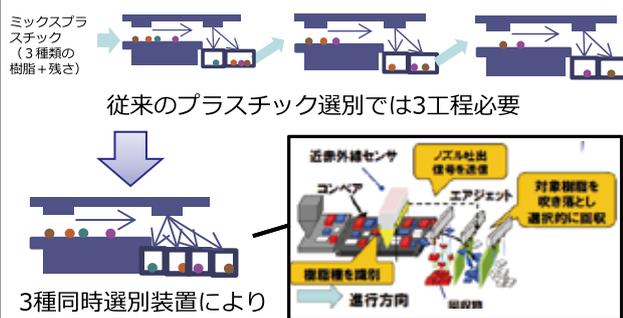
事業内容

使用済製品等の分別収集・輸送・破碎・選別・再資源化プロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための省CO₂型リサイクル高度化設備の導入に対して、補助を行います。

得られた資源は、原材料代替やエネルギー利用され、**製品製造時のCO₂削減、コスト削減、資源リスク低減に寄与**

省CO₂型リサイクル高度化設備の例

プラスチック(樹脂)の3種同時選別装置



家電等を破碎して得られるミックスプラスチックについては、従来は1種選別されていたため、3種同時選別することによりリサイクルの効率性が向上し、**選別プロセスにかかるCO₂が約10~50%削減**

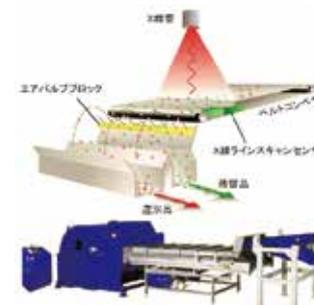
アルミ・銅の高度選別装置

アルミ等を合金単位での高度選別が可能となるため、従来の非鉄金属のリサイクルに不可欠であった成分調整に必要な**溶解・精錬プロセス等の一部を省略できるため、省エネルギー**



アルミサッシ (展伸用アルミ合金 Al, Mg, Si)

水平リサイクルが可能に



例：透過X線(XRT)ソータ
固体のX線透過率の差により構成元素を推定

サッシtoサッシにより、サッシ製造プロセスを約80%省エネ

補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 1. 補助対象者：民間団体等
 2. 対象事業：使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための省CO₂型リサイクル高度化設備を導入する事業
 3. 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業(一部国土交通省・経済産業省連携事業)

(担当：地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室)

28年度予算額(案) 75億円

目的・意義

業務用冷凍冷蔵機器については、従来温室効果の高いHFC(ハイドロフルオロカーボン)を冷媒とする機器が多く使用されてきましたが、近年の技術開発により、温室効果が極めて小さい自然冷媒(水、空気、アンモニア、CO₂等)を使用し、かつエネルギー効率の高い機器が開発されています。特に、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンクに使用される中央方式冷凍冷蔵機器並びに小売店舗のショーケース等に使用されるコンデンシングユニットについては、近年先端技術を用いた製品開発が活発に行われており、今後は、このような先端性の高い技術を使用した省エネ型自然冷媒の冷凍冷蔵機器(以下「省エネ型自然冷媒機器」という。)を市場で普及させることが必要となっています。

こうした省エネ型自然冷媒機器を導入することによって、使用時の電力の節減によるエネルギー起源CO₂(エネルギーの使用に伴い発生するCO₂)排出量の削減と冷媒の脱フロン化によるフロン類の排出削減を同時に推進できることから、本事業の実施によりその普及促進を図るものです。

事業内容

(1) 省エネ型自然冷媒機器の普及啓発

省エネ型自然冷媒機器導入に関する社会実験(省エネ性能や顧客の評価の調査)及びシンポジウムの開催(機器ユーザーや一般消費者向け)

(2) 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器導入補助

冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンク並びに食品小売店舗(ショーケース等)で用いられる省エネ型自然冷媒機器の導入に対して補助を行います。

①中央方式冷凍冷蔵機器



②冷凍・冷蔵ショーケース等



(3) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査

途上国において、省エネ型自然冷媒機器の導入に伴い発生する廃機器・廃フロンの回収・適正処理の体制を構築するための調査を行う。

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：(2) 既存の冷凍空調機器を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ型自然冷媒機器を導入する事業
3. 補助割合：冷凍冷蔵倉庫における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/2を上限に補助(工事費を含む)。食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンク並びに食品小売店舗(ショーケース等)における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/3を上限に補助(工事費を含む。)

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：(1) 省エネ型自然冷媒機器の普及啓発を行う事業
(3) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査を行う事業

次世代省 CO₂ 型データセンター確立・普及促進事業（総務省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

28 年度予算額（案） 12.0 億円

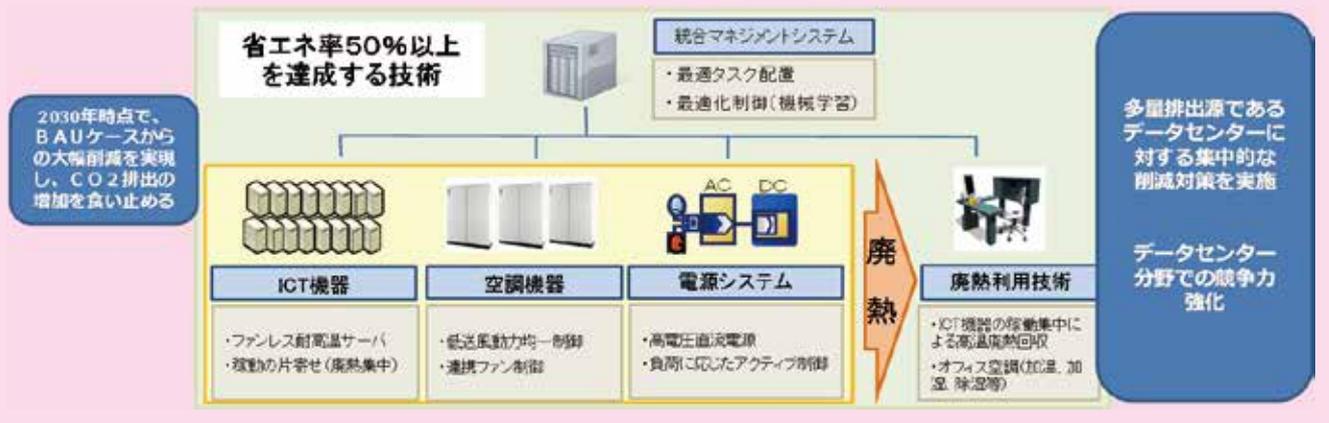
目的・意義

我が国におけるデータセンターの電力消費量は、日本全体の電力消費量の約 1～2%と推計されています。データセンターは電算機器等を大量に使用することから、他の建物用途に比べて消費するエネルギーの密度が極めて高く、今後もクラウド技術等により ICT 利活用が進展し、データセンターの利用は飛躍的に拡大するものと予想されており、一刻も早く大幅な省エネ対策を講じる必要があります。

データセンターを構成する ICT 機器、空調機器、電源は、それぞれ個別に省エネルギー技術が開発されており、さらに各技術の能力を最大限引き出す統合マネジメントシステムや廃熱利用システムを最適に組み合わせることで、抜本的な省 CO₂ 化を目指します。

事業内容

従来システムと比較し 50% 以上の抜本的な省エネを実現するデータセンターを構築する費用の一部を補助することで、様々な条件下での省 CO₂ 型データセンターのモデルを示すとともに、省エネシステムの市場の形成を後押しし、事業終了後の民間による自立的な普及を促進します。



補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

補助対象者：民間企業等

対象事業：従来システムと比較し 50% 以上の抜本的な省エネを実現するデータセンターを構築する事業

補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助（上限 1 億円）

賃貸住宅における省 CO₂ 促進モデル事業（国土交通省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

28 年度予算額（案） 20.0 億円

目的・意義

我が国の 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標達成のためには、家庭部門から CO₂ 排出量を約 4 割削減する必要があります。戸建住宅においてはゼロエネルギーハウスの展開が進んでいますが、賃貸住宅では低炭素価値が評価されておらず、賃料アップや入居者獲得につながらないため、省 CO₂ 型の賃貸住宅供給や市場展開が遅れています。

そこで、賃貸住宅市場への省 CO₂ 性能に優れた賃貸住宅の供給促進と、賃貸住宅市場において低炭素価値が評価されるための普及啓発を一体的に行い、賃貸住宅市場を低炭素化する事を目的としています。

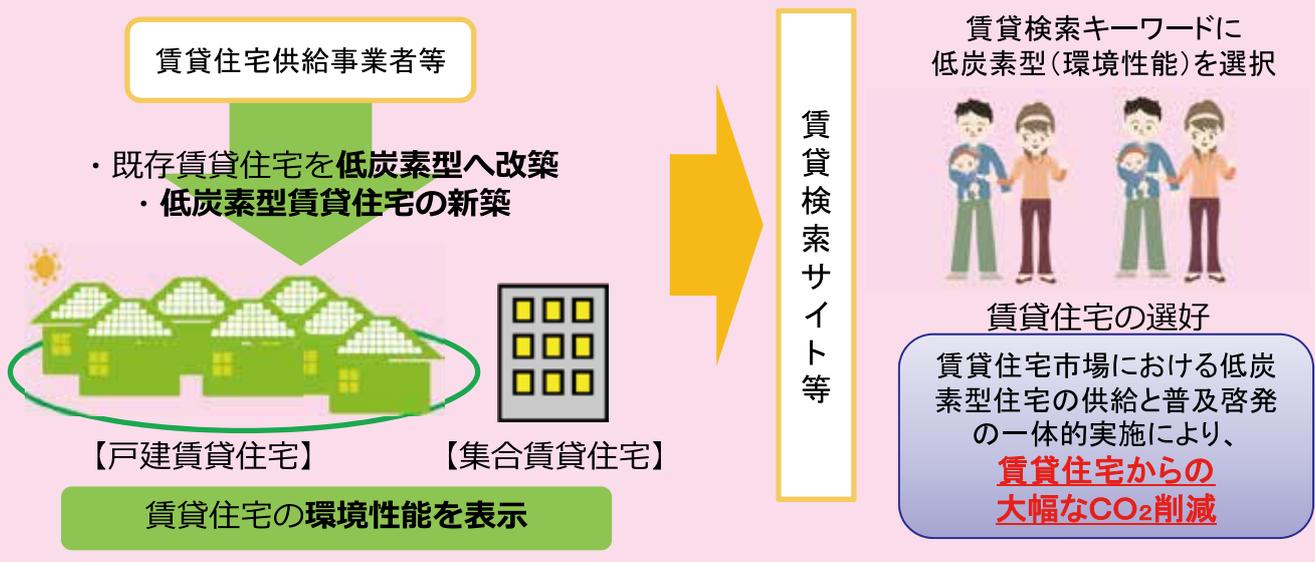
事業内容

(1) 低炭素型の賃貸住宅の普及促進

一定の環境性能を満たす賃貸住宅を新築・改築する場合に、追加的に必要となる高効率な給湯、空調、照明設備等の導入を支援し、省 CO₂ 性能に優れた賃貸住宅を普及促進します。

(2) 賃貸住宅の環境性能の表示による低炭素型賃貸住宅選好の機運の向上と自発的な市場展開

賃貸住宅の環境性能を表示し、賃貸住宅市場における低炭素価値の評価と、インターネット等を活用して広く一般に効果を周知し、消費者が低炭素型の賃貸住宅を選好する機運を高め、自発的な低炭素型賃貸住宅市場の展開を図ります。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 補助対象者：賃貸住宅を建築・管理する者

- ##### 2. 対象事業：
- ①一定の断熱性能を満たし、省エネ基準よりも 20%以上省エネな賃貸住宅を新築する事業、又は省エネ基準よりも 10%以上省エネな賃貸住宅を改築する事業（再エネ算入不可）
 - ②一定の断熱性能を満たし、省エネ基準よりも 10%以上省エネな賃貸住宅を新築する事業、又は省エネ基準と同等以上の賃貸住宅を改築する事業（再エネ算入不可）

3. 補助割合：①対象経費の 1/2 を上限に補助（上限：60 万円/戸）

- ##### ②対象経費の 1/3 を上限に補助（上限：30 万円/戸）

ヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業（農林水産省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

28年度予算額（案） 2.8億円

目的・意義

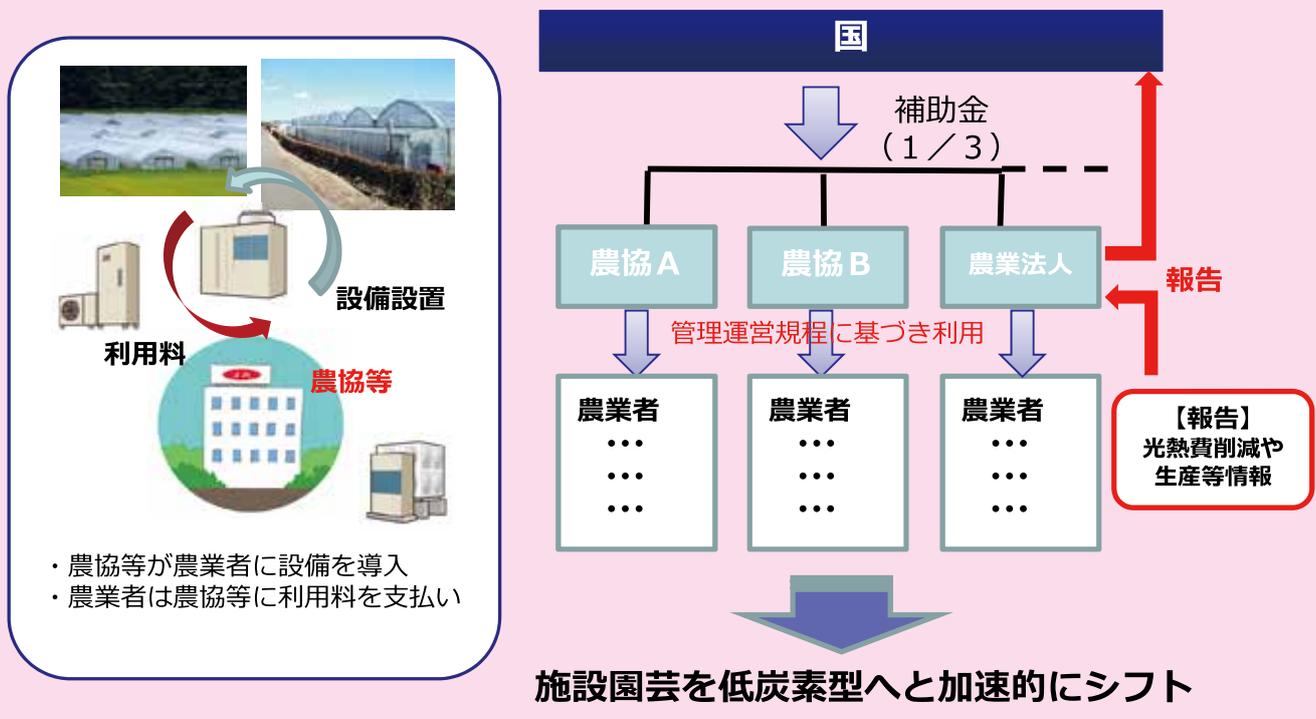
農業におけるエネルギー利用は石油に大きく依存しており、中でも施設園芸はCO₂排出量の多くを占めていることから、エネルギー起源のCO₂排出削減のためには、今後、施設園芸分野の省CO₂化を進めて行く必要があります。

CO₂排出削減のためには、ヒートポンプ設備の導入が効果的ですが、農業者は慣れ親しんだ営農を継続する傾向が強く、低炭素化へのシフトが難しい一面があります。

低炭素化を進めるためには、農協等が中心となり推進していくことが効果的であることから、農協等が自ら低炭素化設備の導入を行う事業を支援します。

事業内容

低炭素化設備の導入事業を行う農協等に対し、低炭素化設備の導入を支援します。



補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：農協、農事組合法人、農業生産法人等の農業法人
2. 対象事業：農業法人等がヒートポンプ設備を農家に貸出し、低炭素化を推進する事業（ヒートポンプ※導入前後で10%以上のCO₂排出削減が見込まれるもの）
3. 補助割合：対象経費の1/3を上限に補助

先進対策の効率的実施による CO₂ 排出量大幅削減事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

28年度予算額(案) 37.0億円

目的・意義

業務ビルや工場等における CO₂ 排出量削減のため、先進対策の効率的実施を促すものです。CO₂ 排出量の増加が著しい業務部門と全部門の中に占める温室効果ガス排出量の割合が最大の産業部門の既存ストックに対して、リバースオークションや排出枠の取引といった市場メカニズムの活用により、先進的な設備導入と運用改善を促進し、効率的に CO₂ 排出量を大幅に削減するものです。本事業を通じて得られる削減に関するデータを活用し、業務・産業部門の削減ポテンシャルを把握し、費用対効果と効率性の高い削減対策について広く情報提供していくこととしています。

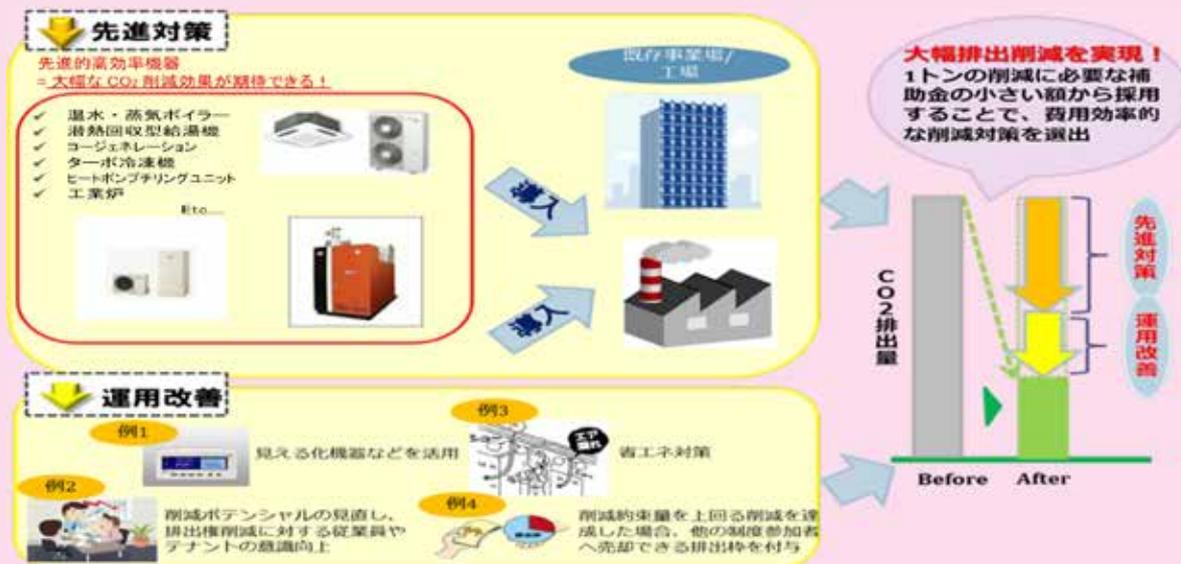
事業内容

(1) システム運用、削減量の検証業務(委託)

参加事業者の排出量・排出枠を管理するシステムの運用、事業運営のためのガイドラインの作成、CO₂ 排出量・削減量の検証等を実施します。

(2) 先進的高効率機器の導入補助(補助)

業務ビルや工場等において、環境省が指定する先進的高効率機器を導入する事業者に対し初期投資費用の 1/3 を上限とした設備補助を行います。補助申請者には、導入した設備導入(先進対策)と運用改善による効果を合わせた削減目標量を申告していただきます。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：業務ビルや工場等における環境省指定の先進的高効率機器の導入を行う事業
3. 補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助(上限 2 億円)

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：システムの運用、平成 26 年度間接補助事業者の削減量の検証業務等を行う事業

地下街を中心とした周辺街区における低炭素化モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

28年度予算額(案) 5.0億円

目的・意義

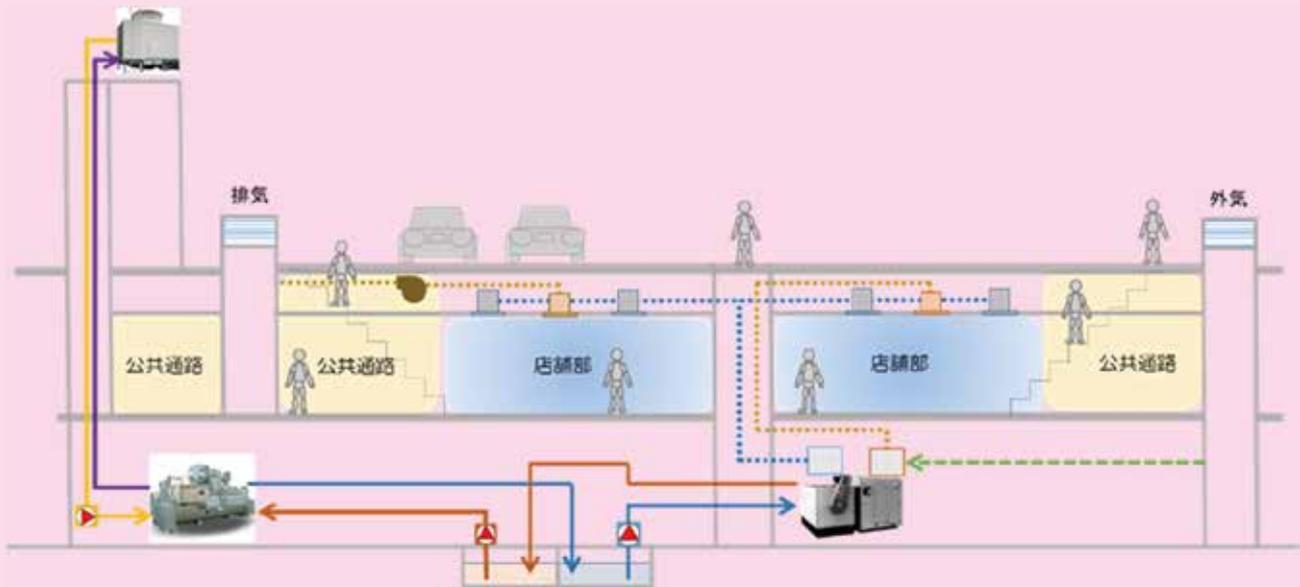
高度成長期から40年以上が経過し、商業施設や業務ビルの集積した街区の地下街等が老朽化しており、再開発やエネルギーコストを軽減するための改修等が検討されています。

特に、地下街は、その構造上ほぼ16時間/日以上照明を使用し、また空調についても年間を通して長時間使用するなど、エネルギー使用量は地上の市街地と比較して大きく、CO₂排出量も大きいと考えられ、抜本的な削減対策が政策上必要と考えられます。

本事業は、全国で約80箇所存在する地下街のうち、都市部において地方公共団体と出資や業務提携等により連携している事業者や第三セクター等が、地下街を中心にその周辺の地下街区等の低炭素化をするための事業を行う場合に、事業に必要な経費の一部を支援し、大都市部CO₂削減対策を推進します。

事業内容

平成26年度事業の成果を踏まえ、特に大きなCO₂削減効果が見込める地下街を対象に、設備更新や運用改善、熱エネルギーのカスケード利用等の対策に要する経費の一部を補助します。



地下街の機械設備(イメージ)

補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：地下街の運営者（地方公共団体が出資、または業務提携している団体に限る）
2. 対象事業：地下街低炭素化のための設備更新を行う事業
3. 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助事業（国土交通省連携事業）

（担当：水・大気環境局自動車環境対策課）

28年度予算額（案） 29.7億円

目的・意義

投資余力の少ない中小トラック運送業者を対象に、燃費性能の高い環境対応型ディーゼルトラックへの買い替えを促進することにより、国内物流において大きな役割を果たしているトラック輸送におけるCO₂排出削減を図ります。

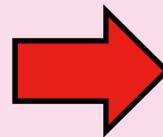
事業内容

中小トラック運送業者が保有する旧型車両の環境対応型ディーゼルトラックへの買い替えを促進するため、補助金を交付します。交付に当たっては、エコドライブの実施を含む燃費改善のための計画策定及び燃費改善効果の実績を求め、これによりエコドライブに対する事業者の意識の向上等を図ります。

この取組みにより、営業用貨物車のうち平成16年度以前（新長期規制前）に新規登録された車両の割合を平成24年度比で20%以上低減することを目標とします（平成24年度末57%、平成25年度末52%）。

中小事業者のCO₂排出削減対策 （中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助事業）

・使用年数の長い古いトラック



省エネ法において
輸送事業者の目標とされている
1%以上の燃費改善効果

環境対応型
車両への代替

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利型法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利型法人からの補助（間接補助）

1. 補助対象者：トラック運送業者（中小事業者に限る）
2. 対象事業：中小トラック運送業者が保有する旧型車両の環境対応型ディーゼルトラックへの買い替え
3. 補助要件：・平成16年度以前に新規登録した事業用トラックから環境対応型ディーゼルトラックへの買い替えに限る。
・エコドライブの実施を含む燃費改善のための計画策定及び燃費改善効果の実績報告を求める。
4. 補助額：大型車 100万円、中型車 70万円、小型車 40万円

モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業（国土交通省連携事業）

（担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）

28年度予算額（案） 3.5億円

目的・意義

運賃負担力が小さく、納期の制約が少ない循環資源は、本来海上輸送に適しているにもかかわらず、循環資源の輸送形態は陸送（トラック輸送）が約9割を占めており、モーダルシフト・輸送効率化による低炭素化の余地が大きいのが現状です。

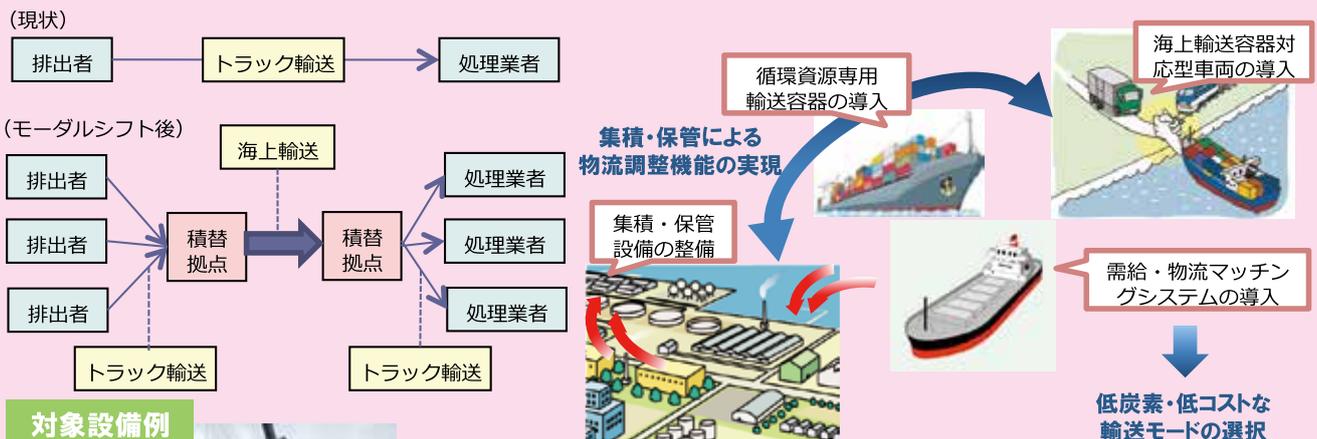
本事業は、海運を活用した低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費の一部を補助することにより、静脈物流のモーダルシフト等を推進し、温室効果ガスの削減を図るとともに、循環型社会の構築に寄与することを目的としています。

事業内容

循環資源のモーダルシフト・輸送効率化を推進するため、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費（循環資源取扱設備の導入経費を含む。）に対して補助を行います。

低炭素型静脈物流システムとは

循環資源の排出から集荷、積替・保管、配船、リサイクル・最終処分施設への搬入に至る一連の工程を含む輸送システムのうち、モーダルシフトや輸送効率化等を通じてシステム全体からのCO₂排出量の削減を実現するもの。



対象設備例



循環資源輸送容器（コンテナ）及び循環資源運搬設備（シャーシ）の例

既存インフラの活用

リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）

リサイクル施設の広域的立地に対応した循環資源の広域流動の拠点となる港湾を国土交通省港湾局が指定

補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：民間団体
2. 対象事業：(1) 海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築事業
(2) (1)の事業の実施に伴って必要となる循環資源取扱設備の導入事業

(1)の対象経費	運航費、システム導入費、効果検証費等
(2)の対象設備	循環資源専用の輸送容器、運搬設備、集積・保管設備等

3. 補助割合：(1) 対象経費の2/3を上限に補助*
(2) 対象経費の1/2を上限に補助
※複数年度にわたる事業の場合、2年度目は1/2、3年度目は1/3を上限に補助

物流分野における CO₂ 削減対策促進事業（国土交通省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

28年度予算額（案） 37.0 億円

目的・意義

物流システムは、我が国の経済・社会の維持・発展に不可欠な基盤的システムの一つですが、人口の減少や高齢化等の社会状況の変化により、物流システムは転換期を迎えています。また、我が国の温室効果ガス削減目標においては、運輸部門全体で約3割の削減を求められています。

この状況を捉えて、鉄道等へのモーダルシフトをはじめとして、倉庫、港湾、空港等の物流拠点の低炭素化、荷役設備や機器の低炭素化、さらには水素社会実現へ向けた最先端技術の導入により、物流システム全体で大幅な低炭素化を促進することを目的とします。

事業内容

物流システムの整備にあたって、低炭素という付加価値を組込む以下の事業を対象にして支援をします。

1. モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業

自動車輸送を中心とする物流システムから、鉄道や海上輸送を最大限活用するモーダルシフトに取り組む事業、又はトラック輸送の効率化等のための共同輸配送に取り組む事業を構築します。

2. 物流拠点の低炭素化促進事業

物流の中核となる物流倉庫等の低炭素化と物流の効率化に総合的に取り組む事業を促進します。

3. 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業

地方鉄道の閑散線区や地下鉄をはじめとする都市鉄道等の旅客鉄道を活用したモーダルシフトに取り組むモデルを構築します。

4. 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業

海・陸上の物流システムが交差する拠点である港湾地域において、荷役作業に伴い多くの CO₂ が排出されているため、低炭素で高効率な荷役機器を導入し、さらには災害時においても円滑な荷役作業体制を確立する事業を推進します。

5. 水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業

既に水素の供給体制が整っているか又はそれが見込まれる事業者に対して燃料電池フォークリフトの導入を促進し、また、1 充電当たりの稼働時間が短い従来の鉛蓄電池の課題を克服した電動フォークリフトの導入を促進します。

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. モーダルシフトの促進等による低炭素型物流システム構築事業（国土交通省連携事業）

(ア) 鉄道・海上輸送への転換促進事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：物流事業者等

②対象事業：中距離、長距離輸送に関して、物流関連事業者等が連携して実施するモーダルシフトを促進するために必要となる設備（トラクターヘッド、シャーシ、大型荷役機器等）を導入する事業

③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

中距離、長距離輸送に関して、物流関連事業者等が連携して実施するモーダルシフトを促進するため、補助シャーシを導入しトラックから船舶にモーダルシフトするなど。

<補助対象>

設備導入経費（トラクターヘッド、シャーシ、大型荷役機器等）



(イ) 31ft コンテナ導入促進事業【担当：水・大気環境局自動車環境対策課】

- ①補助対象者：物流事業者等
- ②対象事業：31ft コンテナを普及させることにより、トラックから鉄道へのモーダルシフトを促進するため、31ft コンテナを導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

<補助対象>
設備導入経費（31ftコンテナ）



(ウ) 共同輸配送促進事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：物流事業者等
- ②対象事業：地域内輸送の大部分を占めるトラック輸送の効率化を図るため、効率改善に資する共同輸配送を実現するために要する設備を導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

商店街の各店舗や大規模ビルのテナントへの輸配送を共同化など。
<補助対象>
設備導入経費（輸送機材、荷役機器、情報機器購入費等）



2. 物流拠点の低炭素化促進事業（国土交通省連携事業）【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：物流事業者等
- ②対象事業：物流の中核となる施設（営業倉庫、公共トラックターミナル）における物流設備の省エネ化と物流業務の効率化の一体的実施により、物流拠点を低炭素化する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

<補助対象>
設備導入経費（太陽光発電システム、垂直型連続運搬装置、自動化保管装置等）

設備の省エネ化による
電力消費量等削減

物流業務の効率化による
1貨物あたりの業務に係る
電力消費量等削減

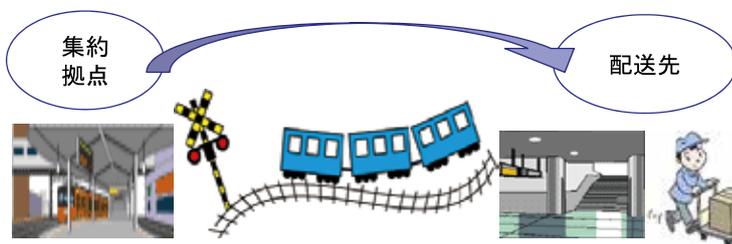
→ CO₂排出量削減



3. 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業（国土交通省連携事業）【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：鉄道事業者、物流事業者等
- ②対象事業：地方鉄道の閑散線区や地下鉄をはじめとする都市鉄道等の旅客鉄道を活用したモーダルシフトに取り組む事業者に対して、必要な旅客車両の荷物用車両への改造や荷役設備を導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助

<補助対象>
垂直式・階段式等の搬送機（高架駅等での荷物の搬入出用）、牽引車、フォークリフト、荷物用車両への改造経費（ドア位置の変更や固定装置付加等の車両改造費）



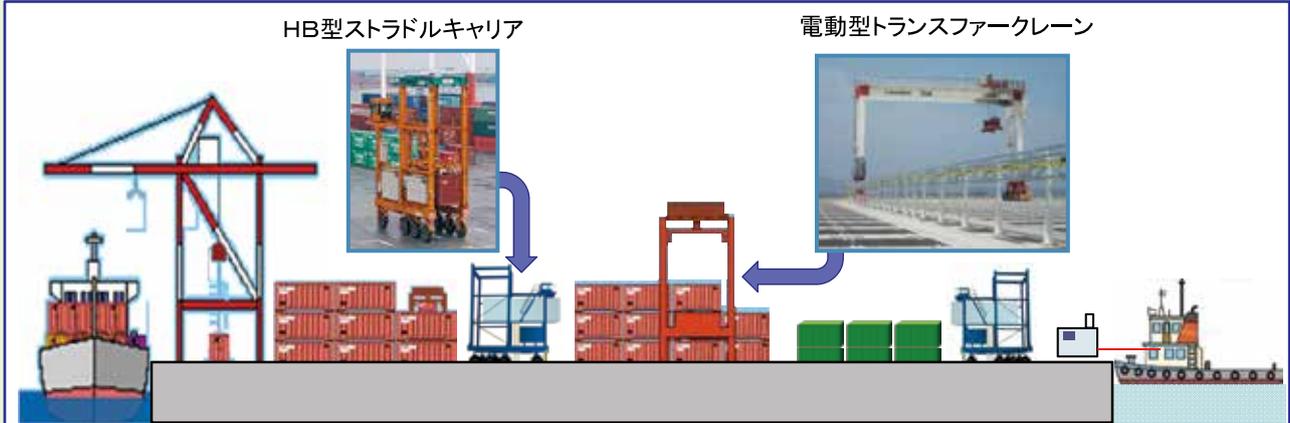
垂直式・階段式搬送機

車両改造費 等

4. 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業（国土交通省連携事業）

【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：港湾運送事業者等
- ②対象事業：港湾地域において、電力回収装置付トランスファークレーンやストラドルキャリア等の先進的技術を導入する事業
- ③補助割合：対象経費の1/3を上限に補助



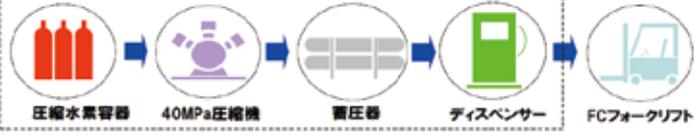
5. 水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業（国土交通省連携事業）【担当：水・大気環境局自動車環境対策課】

- ①補助対象者：民間事業者等
- ②対象事業：水素を燃料とする燃料電池式フォークリフト、または、中高出力帯（3.0t以上）の新型電動フォークリフトを導入する事業
- ③補助割合：
 - ・燃料電池産業車両（燃料電池フォークリフト）：対象経費とエンジン車との差額の1/2を上限に補助
 - ・電動産業車両（電動フォークリフト）：対象経費とエンジン車との差額の1/3を上限に補助



燃料電池式フォークリフト(2.5t)

水素供給の流れ



水素容器より水素を供給、40MPaに圧縮して充てんするオフサイト型の水素インフラ設備です。水素インフラ設備内の圧縮機で40MPaまで昇圧し、蓄圧ユニットへ貯蔵後、高圧水素ディスペンサーを通じてFC(燃料電池)フォークリフトへ供給します。



（※新関西国際空港での実証実験プレスリリースより）

低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 20.0億円

目的・意義

洋上風力は、再生可能エネルギーの中で最も大きな導入ポテンシャルを有する温暖化対策上不可欠なエネルギーであり、特に、ポテンシャルの7割以上を占める浮体式洋上風力の普及が重要です。

自然環境と調和しつつ浮体式洋上風力発電の事業化を促進するためには、海域動物や海底地質等を効率的かつ正確に調査・把握し、事業リスクを低減することが必要不可欠です。更に、本格的な普及には設置コストの低減が重要であり、設置コストに占める割合の大きい施工コストの低減が必要不可欠です。

本事業は、これらの課題を克服し、浮体式洋上風力発電の本格的な普及促進を目指します。

事業内容

(1) 洋上海域動物・海底地質等調査促進事業

洋上風力発電の事業化を促進するため、国内で実績がない効率的かつ正確な海域動物・海底地質等調査を行い、当該調査手法を普及させる。

(2) 低炭素型浮体式洋上風力発電施工手法低炭素・高効率化等促進事業

特殊な大型作業専用船を用いず、施工の低炭素化や効率化等の手法を確立し、標準技術として普及させる。

平成27年度までの環境省事業により、国内初の浮体式洋上風力発電機を開発・実証し、関連技術等を確立



国内初2MW浮体式洋上風力発電機

本格的な普及のためには阻害要因の更なる低減・解消が必要



海域動物観測機器
海域動物・海底地質等
観測システムの実海域
での調査手法を確立



施工クレーン台船
洋上施工を低炭素化・
高効率化する新たな施
工手法等を確立

- ◆ 事業リスクを低減するため、効率的かつ正確な洋上海域動物・海底地質等調査手法を確立
- ◆ 更なる低炭素化・高効率化のため、施工の低炭素化手法や設置コストに占める割合の大きい施工(係留・ケーブル敷設等)コストを低減する施工手法を確立

補助内容

[直接補助事業]

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：(1) 効率的かつ正確な洋上海域動物・海底地質等の調査手法を確立する事業
(2) 低炭素かつ効率的な浮体式洋上風力発電の施工手法を確立する事業
3. 補助割合：対象経費の2/3を上限に補助

信号情報活用運転支援システムによるエコドライブ推進事業（警察庁連携事業）

（担当：水・大気環境局自動車環境対策課）

28年度予算額（案） 1.0億円

目的・意義

エコドライブは、燃料消費を抑え、もって大気汚染物質及び温室効果ガスの排出を減少させる「地球にやさしい運転」ということができます。

しかし、実際の運転場面においては、多くの車両がそれぞれの判断で運転するため、運転者個人による努力にはおのずと限界があります。

そこで、新たな技術「信号情報活用運転支援システム」を活用し、最新の ICT の力で多くの車に均一の信号の情報を提供し、それによって斉一な交通流を作り出すことにより、エコドライブの実施を支援します。

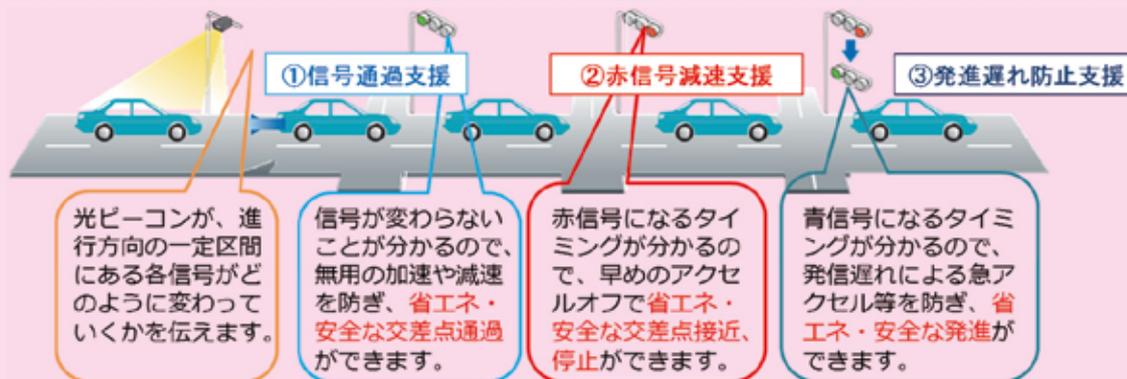
事業内容

以下の機能を持った信号情報活用運転支援システム用車載機の導入を補助します。

信号情報活用運転支援システムの概要



交通管制センターから光ビーコンを通じて、システムに対応した車載機に最新の信号情報を送信し、よりエコな交差点通過（最大約10%の燃費削減（実験値））及びより安全な交差点通過を実現します。



補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：民間事業者
2. 対象事業：都心部を頻繁に運行するリース車両を対象に、信号情報活用運転支援システムを用いたエコドライブ支援装置（車載機）の導入を支援する事業
3. 補助割合：対象経費の1/4を上限に補助（上限5万円/機）

地域低炭素投資促進ファンド事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

28年度予算額(案) 60.0億円

目的・意義

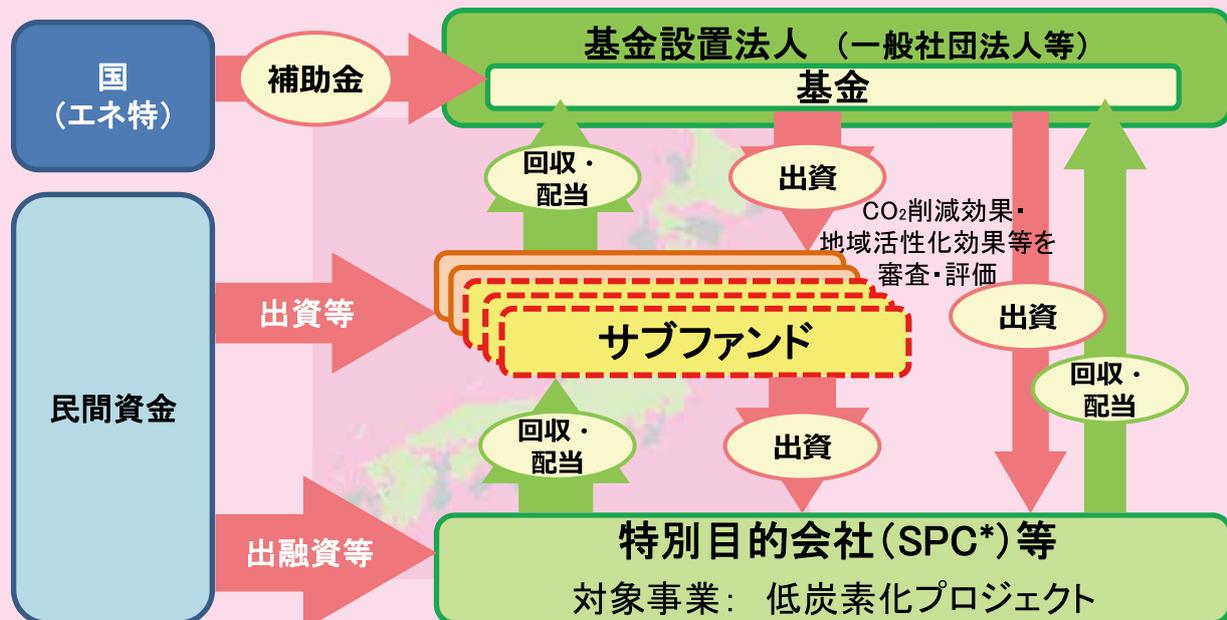
2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、巨額の追加投資が必要であり、民間資金の活用が不可欠です。本事業では地域における低炭素化プロジェクトを「出資」により支援することにより、これらのプロジェクトに民間資金を呼び込み、低炭素化と地域活性化の同時実現を図ることを目的とします。

事業内容

一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援します。

地域金融機関等との連携をさらに強化して、サブファンドの組成拡大、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施します。

特に、地域型・テーマ型等の多様なサブファンドの組成を拡大し、地域の人材の低炭素投資に係る「目利き力」の向上、成長資金の供給拡大、地域の資金循環の拡大を図ります。



*Special Purpose Companyの略。特定の事業のみを営むことを目的に設立される会社。

補助内容

[基金事業]

I. 基金設置法人に対し補助金を交付し、同法人が「地域低炭素投資促進ファンド」(基金)を運営

II. 地域低炭素投資促進ファンドからの支援

1. 対象事業の要件：

- 事業の実施により二酸化炭素排出量が抑制・削減されること。
- 事業を実施する地域の活性化に資すること。

等

2. 出資先：

- 対象事業を行う事業者(対象事業者)又は対象事業者に対し出資を行う団体(サブファンド)

環境金融の拡大に向けた利子補給事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

28年度予算額(案) 20.7億円

目的・意義

金融機関の融資判断に、コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質を向上、裾野を拡大させ、地球温暖化対策の推進を図ります。

事業内容

以下に掲げる利子補給事業を実施します。

コーポレートベース 環境配慮型融資の概要

金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資

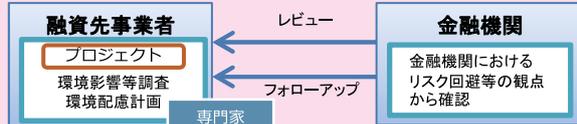


地域金融機関における環境配慮型融資の裾野拡大のため、環境配慮型融資の一定の実績を有する金融機関と地域金融機関との連携によるシンジケート・ローンを対象とする。



環境リスク調査融資の概要 プロジェクトベース

金融機関が事業に伴う環境影響の調査等を事業者に求め、その内容をレビューするとともに、環境配慮の取組状況をフォローアップする融資



地域金融機関における環境リスク調査融資の取組向上のため、その基本的枠組みや手続き等を示した指針に基づいて行われる環境リスク調査融資を対象とする。



補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が執行団体を選定の上、補助金を交付
 - II. 補助金の交付を受けた執行団体から金融機関に対し利子補給
1. 環境配慮型融資促進利子補給事業

利子補給対象者：民間金融機関

対象となる融資：環境配慮型融資（※）のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資。

条件：融資を受けた年から3カ年以内にCO₂排出量を3%（又は5カ年以内に5%）以上削減。

利子補給率：年利1%を限度

（※）環境配慮型融資…金融機関が融資先の企業の環境配慮の取組を複数の項目により審査・評価し、その評価結果によって金利を変動する融資。

2. 環境リスク調査融資促進利子補給事業

利子補給対象者：民間金融機関

対象となる融資：環境リスク調査融資（※）のうち、低炭素化プロジェクトへの融資。

条件：CO₂排出量の削減・抑制状況の金融機関によるモニタリングの実施。

利子補給率：年利1.5%を限度

（※）環境リスク調査融資…金融機関が融資先のプロジェクトが及ぼす環境影響について、調査及び環境配慮の取組を求め、その内容及び実施の確認を行う融資。

エコリース促進事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

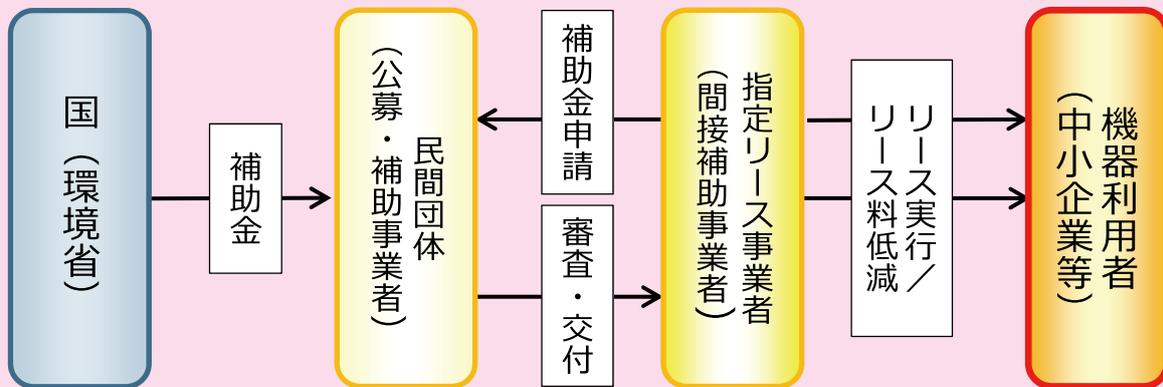
28年度予算額(案) 18.0億円

目的・意義

工場・事業所等で発生した温室効果ガスの排出量は1990年比で大幅に増加しており、当該排出量の大幅な削減が急務です。こうした課題の改善に向けて、低炭素機器の導入は効果的ですが、導入時に多額の初期投資費用(頭金)が必要となる点が障壁となっています。そのため、頭金が特に負担となる中小企業等に対して、頭金を必要としない「リース」という金融手法を活用して、低炭素機器の普及を促進することを目的としています。

事業内容

低炭素機器をリースで導入した場合に、リース総額の5%以下を指定リース事業者に助成(ただし東北3県に係るリース契約は10%)し、リース料の低減を行います。なお、本事業において低炭素機器を導入できる者は、中小企業や個人事業主等とし、他に国による補助制度がある場合には、本制度とどちらかを選択することとします。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が民間団体を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた民間団体からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：指定リース事業者

2. 補助対象製品の例：高効率ボイラー、コジェネレーション、高効率工作機械、高効率空調、太陽光パネル、高効率ショーケース、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機 等

3. 補助率：リース料の5%以下を補助。

ただし、東日本大震災の被災地域の復興に資するため、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定してリース料の10%を補助。

(補助対象製品のイメージ)



高効率ボイラー



高効率
ショーケース



高効率
冷凍冷蔵庫



ハイブリッド建機